

2014

はやぶき設計施工マニュアル
耐風基準編



山内金属株式会社

本社:東大阪市吉原2丁目4番41号

TEL072-968-1200 FAX072-968-1212

一文字「はやぶき」の耐風基準について

一文字「はやぶき」は6種類の働き幅があり、標準の吊子止めは1枚に6箇所です。吊子の1箇所の強度は同じですので、1㎡当りの吊子数により耐風強度が決まります。つまり、働き幅が小さいほど1㎡当りの吊子数が多いので、耐風強度が大きくなります。本資料は「はやぶき」の耐風強度に関する設計・施工の参考資料として活用して下さい。

注意事項

- 適用工法基準は「平成12年建設省告示1458号に基づく風圧力」に準じて求めた許容耐風性能値に基づき設定しています。「風速〇m/sまで耐える」という基準ではありません。
- 屋根勾配は3/10（3寸）で計算した数値を使用しています。
- 対象建物の建築高さは軒高さと棟高さの平均高さとし、1m未満は切り上げた数値です。
- 適用工法基準はノジハイローΦ4.6x25（日本パワーファスニング社製ビス）を使用し、弊社の試験値に基づき安全率を3として計算したものです。
- 釘打ち（スクリーナー釘Φ2.6x25）の場合、ビス止めに比べて約60%の強度となります。強風地域や高層の建物にはビス止めを標準として下さい。
- 「はやぶき」の施工は建築基準法・消防法など建築用途や施工地域に適合した仕様で施工して下さい。
- 「はやぶき」は規格（働き幅）により耐風強度が違います。また、下地や固定するファスナーによっても違います。高所や強風地域において事前に強度確認が必要な場合は、弊社開発営業部までお問い合わせ下さい。
- 「はやぶき」は本体一枚に6個の固定用吊子が付いていますが、高所や強風地域の場合、吊子を増やして施工する場合があります。その場合は別途ご購入願います。
- 本基準は強度を保証するものではありません。設計・施工の資料としてご活用して下さい。
- 正式な強度計算書が必要な場合は開発営業部までお問い合わせ下さい。

施工方法の確認及び決定

使用する一文字「はやぶき」の規格において、施工方法を確認及し、決定して下さい。

対象建築物の条件確認

1. 建物の高さ（軒高さと棟高さの平均高さ）を確認して下さい。
2. 建築場所の条件を確認して下さい。
 - i) 基準風速の確認・・・2～3ページ（表1）参照
 - ii) 地表面粗度区分の確認・・・4ページ（表2・3）参照
 - iii) 強風場所の確認・・・4ページ（表4）参照

補強方法の決定

1. 「はやぶき」の耐風基準表から補強範囲を確認し施工法を決定・・・6～11ページ（表6）参照
2. 補強が必要な場合は補強範囲を決定・・・5ページ（図1）参照
3. 強風場所の補強工法の決定・・・4ページ（表5）参照

その他の確認事項

1. 屋根勾配及び流れ方向の長さの確認：勾配は3/10（3寸）以上、長さは3/10の場合10mです。
2. パーライトモルタルや特殊下地の場合は、使用する釘又はビスの強度確認を必ず行って下さい。

[都道府県別] 各地の基準風速V0(m/sec) 一覧表

[表 1]

地方	都道府県	基準風速 V0 (m/s)	地域									
			市町村 (H12建設省告示第1454号より)									
北海道		30	下記に掲げる以外の北海道地方の地域									
		32	札幌市 小樽市 網走市 留萌市 稚内市 江別市 紋別市 名寄市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 空知郡のうち南幌町 夕張郡のうち由仁町、長沼町 増毛郡 上川郡のうち風連町、下川町 中川郡のうち美深町、音威子府村、中川町 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 網走郡のうち東藻琴村、女満別町、美帆町 斜里郡のうち清里町、小清水町 常呂郡のうち端野町、佐呂間町、常呂町 紋別郡のうち上湧別町、湧別町、興部町、西興部村、雄武町 勇払郡のうち追分町、穂別町 沙流郡のうち平取町 新冠郡 静内郡 三石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 厚岸郡のうち厚岸町 川上郡									
		34	函館市 室蘭市 苫小牧市 根室市 登別市 伊達市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 斜里郡のうち斜里町 虻田郡 岩内郡のうち共和町 積丹郡 古平郡 余市郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうち早来町、厚真町、鶴川町 沙流郡のうち門別町 厚岸郡のうち浜中町 野付郡 標津郡 目梨郡									
		36	山越郡 桧山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 岩内郡のうち岩内町 磯谷郡 古宇郡									
		30	下記に掲げる以外の東北地方の地域									
東北	青森県	34	全域									
	秋田県	32	秋田市 大館市 本荘市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡のうち鷹巣町、比内町、合川町、上小阿仁村 南秋田郡のうち五城目町、昭和町、八郎湯町、飯田川町、天王町、井川町 由利郡のうち仁賀保町、金浦町、象潟町、岩城町、西目町									
		34	能代市 男鹿市 北秋田郡のうち田代町 山本郡 南秋田郡のうち若美町、大湯村 稲敷郡 筑波郡									
	岩手県	32	久慈市 岩手郡のうち葛巻町 下閉伊郡のうち田野畑村、普代村 九戸郡のうち野田村、山形村 二戸郡									
		34	二戸市 九戸郡のうち軽米町、種市町、大野村、九戸村									
山形県	32	鶴岡市 酒田市 西田川郡 飽海郡のうち遊佐町										
関東		30	下記に掲げる以外の関東地方の地域									
	茨城県	32	水戸市 下妻市 ひたちなか市 東茨城郡のうち内原町 西茨城郡のうち友部町、岩間町 新治郡のうち八郷町 真壁郡のうち明野町、真壁町 結城郡 猿島郡のうち五霞町、猿島町、境町									
		34	土浦市 石岡市 竜ヶ崎市 水海道市 取手市 岩井市 牛久市 つくば市 北相馬郡 東茨城郡のうち茨城町、小川町、美野里町、大洗町 鹿島郡のうち旭村、鉾田町、太陽村 行方郡のうち麻生町、北浦町、玉造町 新治郡のうち霞ヶ浦町、玉里町、千代田町、新治村									
		36	鹿嶋市 鹿島郡のうち神栖町、波崎町 行方郡のうち牛堀町、潮来町 香取郡									
	千葉県	34	市川市 船橋市 松戸市 野田市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 東葛飾郡 印旛郡のうち白井町									
		36	千葉市 佐原市 成田市 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 山武郡のうち山武町、芝山町 印旛郡のうち酒々井町、富里町、印旛村、本埜村、栄町									
		38	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 八日市場市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 海上郡 匝瑳郡 長生郡 夷隅郡 安房郡 山武郡のうち大網白里町、九十九里町、成東町、蓮沼村、松尾町、横芝町									
	埼玉県	32	川越市 大宮市 所沢市 狭山市 上尾市 与野市 入間市 桶川市 久喜市 富士見市 上福岡市 蓮田市 幸手市 北足立郡のうち伊奈町 入間郡のうち大井町、三芳町 南埼玉郡 北葛飾郡のうち栗橋町、鷲宮町、杉戸町									
		34	川口市 浦和市 岩槻市 春日部市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 三郷市 吉川市 北葛飾郡のうち松伏町、庄和町									
	東京都	32	八王子市 立川市 昭島市 日野市 東村山市 福生市 東大和市 武蔵村山市 羽村市 あきる野市 西多摩郡のうち瑞穂町									
		34	23区 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 国分寺市 国立市 田無市 保谷市 狛江市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市									
		38	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村									
		42	八丈町 青ヶ島町 小笠原村									
	神奈川県	32	足柄上郡のうち山北町 津久井郡のうち津久井町、相模湖町、藤野町									
		34	横浜市 川崎市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄下郡 愛甲郡 津久井郡のうち城山町 足柄上郡のうち中井町、大井町、松田町、開成町									
36		横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡										
中部 甲信越		30	下記に掲げる以外の中部・甲信越地方の地域									
	新潟県	32	両津市 佐渡郡 岩船郡のうち山北町、粟島浦村									
	山梨県	32	富士吉田市 南巨摩郡のうち南部町、富沢町 南都留郡のうち秋山村、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村									
	静岡県	32	静岡市 浜松市 清水市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 富士郡 庵原郡 志太郡 榛原郡のうち御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町 小笠郡 磐田郡のうち浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町 浜名郡 引佐郡のうち細江町、三ヶ日町									
		34	沼津市 熱海市 三島市 富士市 御殿場市 裾野市 加茂郡のうち松崎町、西伊豆町、加茂村 田方郡 駿東郡									
		36	伊東市 下田市 加茂郡のうち東伊豆町、河津町、南伊豆町									
	愛知県	32	豊橋市 瀬戸市 春日井市 豊川市 豊田市 小牧市 犬山市 尾張旭市 日進市 愛知郡 丹羽郡 額田郡のうち額田町 宝飯郡 西加茂郡のうち三好町									
		34	名古屋市長 岡崎市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 尾西市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 岩倉市 豊明市 西春日井郡 葉栗郡 中島郡 海部郡 知多郡 幡豆郡 額田郡のうち幸田町 渥美郡									
		三重県	34	全域								
	岐阜県	32	多治見市 関市 美濃市 美濃加茂市 各務原市 可児市 揖斐郡のうち藤橋村、坂内村 本巣郡のうち根尾村 山県郡 武儀郡のうち洞戸村、武芸川町 加茂郡のうち坂祝町、富加町									
34		岐阜市 大垣市 羽島市 羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡のうち揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町、春日村、久瀬村 本巣郡のうち北方町、本巣町、穂積町、巢南町、真正町、糸貫町										

[表 1]

関西		30	下記に掲げる以外の関西地方の地域										
	滋賀県	32	大津市	草津市	守山市	滋賀郡	栗太郡	伊香郡	高島郡				
		34	彦根市	長浜市	近江八幡市	八日市市		野洲郡	甲賀郡	蒲生郡	神埼郡	愛知郡	犬上郡
	京都府	32	全域										
	奈良県	32	奈良市	大和高田市	大和郡山市		天理市	橿原市	桜井市	御所市	生駒市	香芝市	北葛城郡
		34	添上郡	山辺郡	生駒郡	磯城郡	宇陀郡のうち大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村		高市郡				
	大阪府	32	高槻市	枚方市	八尾市	寝屋川市	大東市	柏原市	東大阪市	四条畷市	交野市	三島郡	
		34	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	池田市	吹田市	泉大津市	貝塚市	守口市	茨木市	泉佐野市
	兵庫県	32	姫路市	相生市	豊岡市	龍野市	赤穂市	西脇市	加西市	篠山市	多可郡	飾磨郡	神埼郡
		34	神戸市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市	伊丹市	加古川市	宝塚市	三木市	高砂市
和歌山県	34	全域											
中国		30	下記に掲げる以外の中国地方の地域										
	岡山県	32	岡山市	倉敷市	玉野市	笠岡市	備前市	和気郡のうち日生町	邑久郡	児島郡	都窪郡	浅口郡	
	広島県	32	広島市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	東広島市	安芸郡のうち府中町	佐伯郡のうち湯来町、吉和村			
		34	山県郡のうち筒賀村	加茂郡のうち河内町	豊田郡のうち本郷町	御調郡のうち向島町	沼隈郡						
	鳥取県	32	鳥取市	岩美郡	八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町、若桜町								
	島根県	32	益田市	美濃郡のうち匹見町	鹿足郡のうち日原町	隠岐郡							
		34	鹿足郡のうち津和野町、柿木村、六日市町										
	山口県	34	全域										
四国		30	下記に掲げる以外の四国地方の地域										
	徳島県	34	三好郡のうち三野町、三好町、池田町、山城町										
		36	徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	勝浦郡	名東郡	名西郡	那賀郡のうち那賀川町、羽ノ浦町			
		38	板野郡	阿波郡	麻植郡	美馬郡	三好郡のうち井川町、三加茂町、東祖谷山村、西祖谷山村						
	香川県	34	全域										
	愛媛県	34	全域										
	高知県	34	土佐郡のうち大川村、本川村 吾川郡のうち池川町										
		36	宿毛市	長岡郡	土佐郡のうち鏡村、土佐山村、土佐町	吾川郡のうち伊野町、吾川村、吾北村	越智町						
		38	高岡郡のうち佐川町、越智町、橋原町、大野見村、東津野村、葉山村、仁淀村、日高村										
		40	幡多郡のうち大正町、大月町、十和村、西土佐村、三原村										
九州	福岡県	32	山田市	甘木市	八女市	豊前市	小郡市	嘉穂郡のうち桂川町、稲築町、碓井町、嘉穂町	朝倉郡				
		34	浮羽郡	三井郡	八女郡	田川郡のうち添田町、川崎町、大任町、赤村	京都郡のうち岸川町	築上郡					
	大分県	32	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	直方市	飯塚市	田川市	柳川市	筑後市	大川市	行橋市
		34	中間市	筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	前原市	古賀市	筑紫郡	糟屋郡	宗像郡
	佐賀県	32	遠賀郡	鞍手郡	嘉穂郡のうち築穂町、穂波町、庄内町、頼田町	糸島郡	三潁郡	山門郡	三池郡				
		34	田川郡のうち香春町、金田町、糸田町、赤池町、方城町	京都郡のうち苅田町、勝山町、豊津町									
	長崎県	32	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	大野郡
		34	宇佐市	西国東郡	東国東郡	遠見郡	大分郡のうち野津原町、挾間町、庄内町	北海郡	南海郡				
	熊本県	32	直入郡	下毛郡	宇佐郡								
		34	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	西彼杵郡	東彼杵郡	北高来郡	南高来郡
宮崎県	32	北松浦郡	南松浦郡のうち若松町、上五島町、芯魚目町、有川町、奈良尾町	壱岐郡	下県郡	上県郡							
	36	福江市	南松浦郡のうち富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町										
鹿児島県	32	山鹿市	菊池市	玉名郡のうち菊水町、三加和町、南関町	鹿本郡	菊池郡							
	34	阿蘇郡のうち一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村											
宮崎県	32	熊本市	八代市	人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市	本渡市	牛深市	宇土市	宇土郡	下益城郡	
	34	玉名郡のうち岱明町、横島町、天水町、玉東町、長洲町	上益城郡	八代郡	葦北郡	球磨郡	天草郡						
宮崎県	32	西臼杵郡のうち高千穂町、日之影町	東臼杵郡のうち北川町										
	34	延岡市	日向市	西都市	西諸県郡のうち須木村	児湯郡	西臼杵郡のうち五ヶ瀬町						
宮崎県	36	東臼杵郡のうち門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、北方町、北浦町、諸塚村、椎葉村											
	36	宮崎市	都城市	日南市	小林市	串間市	えびの市	宮崎郡	南那珂郡	北諸県郡	東諸県郡		
鹿児島県	36	西諸県郡のうち高原町、野尻町											
	38	川内市	阿久根市	出水市	大口市	国分市	鹿児島郡の吉田町	薩摩郡のうち樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町	出水郡	伊佐郡	蛤良郡	曾於郡	
	40	鹿兒島市	鹿屋市	串木野市	垂水市	鹿児島郡のうち桜島町							
	42	肝属郡のうち串良町、東串良町、高山町、吾平町、内之浦町、大根占町											
	44	日置郡のうち市来町、東市来町、伊集院町、松元町、郡山町、日吉町、吹上町											
	46	枕崎市	指宿市	加世田市	西之表市	揖宿郡	川辺郡	日置郡のうち金峰町					
沖縄県	46	全域											

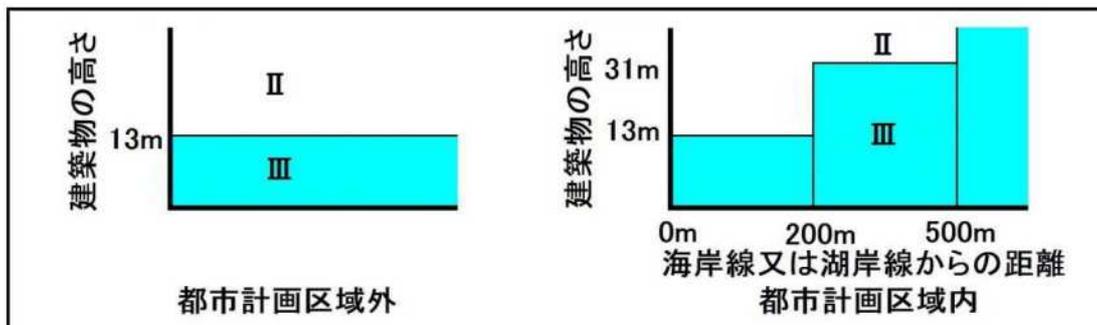
地表面粗度区分 (平成 12 年建設省告示第 1454 号)

平成 12 年建設省告示第 1454 号では①都市計画区域の外か内か、②海岸線又は湖岸線からの距離、③対象とする建築物の高さの 3 つで判断する法方を規定しています。地表粗度区分 I、IV はそれぞれ都市計画区域外とで、特定行政庁が定めることになっています。II、III の地域は、都市計画域外と内でそれぞれ下図に示すとおりです。まず、建築場所の地表面粗度区分を確認して下さい。

[表 2]

I	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域
II	都市計画区域外であって地表面粗度区分 I の区域以外の区域（建築物の高さが 13 メートル以下の場合を除く。）又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分 IV の区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線（対岸までの距離が 1500 メートル以上のものに限る。以下同じ。）までの距離が 500 メートル以内の地域（ただし、建築物の高さが 13 メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が 200 メートルを超え、かつ、建築物の高さが 31 メートル以下である場合を除く。）
III	地表面粗度区分 I、II 又は IV 以外の区域
IV	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域

[表 3]



強風場所の目安

[表 4]

条 件	具体例
海岸又は海岸から近い場所	海岸線や湖岸線から 200m 程度以内の場所
風道になる場所	谷あいなど
傾斜の強い場所	見晴らし良い場所、山頂、ひな段状敷地など
風避けのない広い場所	田園地帯など

強風場所の適用工法

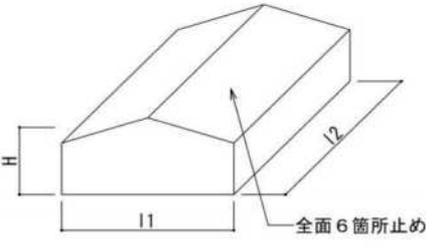
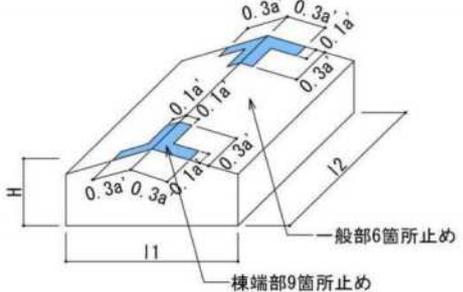
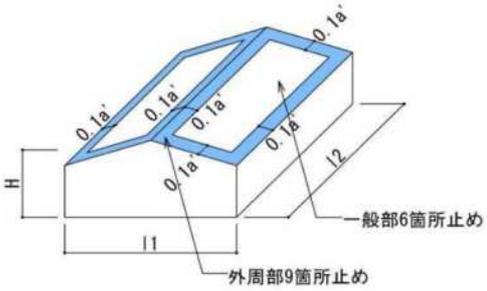
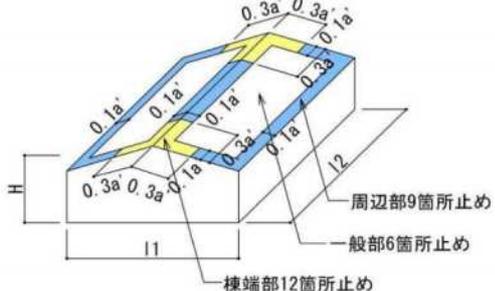
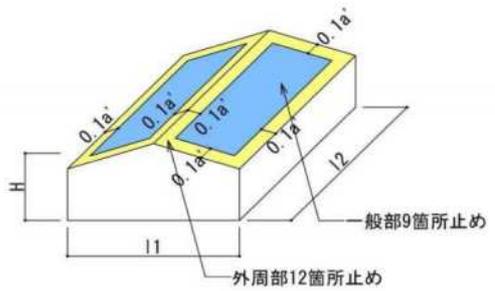
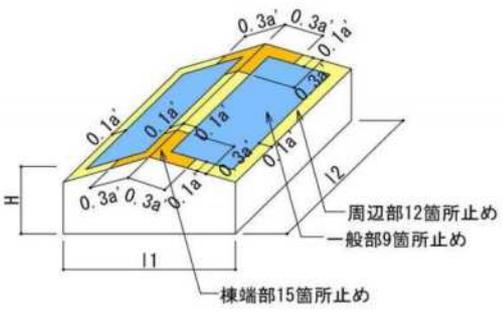
強風場所に使用される場合は、安全を期するために下記の通り 1 ランクアップして施工して下さい。

[表 5]

適用工法	強風場所の適用工法
標準工法	補強工法 1
補強工法 1	補強工法 2
補強工法 2	補強工法 3
補強工法 3	補強工法 4
補強工法 4	補強工法 5
補強工法 5	施工不適

[図 1]

はやぶきの補強工法

標準施工	補強工法1
全面本体1枚に6箇所吊り止め	棟端部を1枚に9箇所止め、それ以外は6箇所止め
 <p>全面 6箇所止め</p>	 <p>一般部6箇所止め 棟端部9箇所止め</p>
補強工法2	補強工法3
外周部本体1枚に9箇所吊り止め、一般部は6箇所止め	棟端部本体1枚に12箇所吊り止め、周辺部は9箇所止め、一般部は6箇所止め
 <p>一般部6箇所止め 外周部9箇所止め</p>	 <p>周辺部9箇所止め 一般部6箇所止め 棟端部12箇所止め</p>
補強工法4	補強工法5
外周部本体1枚に12箇所止め、一般部は9箇所止め	棟端部本体1枚に15箇所止め、周辺部は12箇所止め、一般部は9箇所止め
 <p>一般部9箇所止め 外周部12箇所止め</p>	 <p>周辺部12箇所止め 一般部9箇所止め 棟端部15箇所止め</p>

吊り止めつけピッチは以下となります

1枚に6箇所止め: 204mmピッチ	1枚に12箇所止め: 102mmピッチ
1枚に9箇所止め: 136mmピッチ	1枚に15箇所止め: 82mmピッチ

補強範囲

H : 物高さ(軒高さと棟高さの平均高さ)

a' : 「屋根平面の短辺長さL」と「Hの2倍」の数値のうちいずれか小さい数値

L : 屋根平面の短辺長さ(l1とl2のいずれか小さい数値)

耐風基準表 130型 (ビス止め仕様・屋根勾配3/10)

[表 6]

地表面粗度区分Ⅲの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

標準施工

補強工法1

地表面粗度区分Ⅱの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

13m以下は区分Ⅲの扱いになります

標準施工

補強工法1

補強工法2

補強工法3

耐風基準表 150型 (ビス止め仕様・屋根勾配3/10)

[表 6]

地表面粗度区分Ⅲの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

標準施工

補強工法1

補強工法2

地表面粗度区分Ⅱの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

13m以下は区分Ⅲの扱いになります

標準施工

補強工法1

補強工法2

補強工法3

補強工法4

耐風基準表 175型 (ビス止め仕様・屋根勾配3/10)

[表 6]

地表面粗度区分Ⅲの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20			標準施工						
21			標準施工						
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30							補強工法1		
31							補強工法1		
32									
33									
34								補強工法2	
35								補強工法2	
36								補強工法2	
37								補強工法2	
38								補強工法2	
39								補強工法2	
40								補強工法2	
41								補強工法3	
42								補強工法3	
43								補強工法3	
44								補強工法3	
45								補強工法3	

地表面粗度区分Ⅱの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20		標準施工							
21		標準施工							
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

耐風基準表 182型 (ビス止め仕様・屋根勾配3/10)

[表 6]

地表面粗度区分Ⅲの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

地表面粗度区分Ⅱの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

耐風基準表 227型 (ビス止め仕様・屋根勾配3/10)

[表 6]

地表面粗度区分Ⅲの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21		標準施工							
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

地表面粗度区分Ⅱの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15	標準施工								
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

耐風基準表 250型 (ビス止め仕様・屋根勾配3/10)

[表 6]

地表面粗度区分Ⅲの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									

地表面粗度区分Ⅱの場合									
建物高さ(M)	基準風速V0(m/s)								
	30	32	34	36	38	40	42	44	46
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									